

令和 7 年 第 2 回

# 大崎町議会臨時会会議録

令和 7 年 5 月 1 日

大 崎 町 議 会

令和7年第2回大崎町議会臨時会

会 期

令和7年5月1日（木）

1日間

月 日	曜 日	本会議	委員会	摘 要
5月1日	木	第1日		会期の決定 議案等上程審議

令和7年第2回大崎町議会臨時会会議録目次

第1号（5月1日）（木）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
4. 日程第2 会期の決定	5
5. 休 憩	5
6. 日程第3 議長の辞職	5
7. 休 憩	6
8. 追加日程第1 選挙第1号 議長の選挙	6
9. 休 憩	7
10. 日程第4 副議長の辞職	7
11. 休 憩	8
12. 追加日程第2 選挙第2号 副議長の選挙	8
13. 休 憩	10
14. 追加日程第3 議席の変更について	10
15. 休 憩	10
16. 日程第5 選任第1号 常任委員会委員の選任	10
17. 休 憩	11
18. 休 憩	12
19. 追加日程第4 議長の常任委員会委員の辞任	12
20. 休 憩	12
21. 休 憩	13
22. 日程第6 選任第2号 議会運営委員会委員の選任	13
23. 休 憩	14
24. 休 憩	14
25. 追加日程第5 選挙第3号 曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙	15
26. 追加日程第6 選挙第4号 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙	15
27. 追加日程第7 選挙第5号 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙	16
28. 追加日程第8 選挙第6号 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員 の選挙	17
29. 休 憩	18
30. 休 憩	18

31. 追加日程第9 同意第3号 監査委員の選任について .....	18
32. 東町長提案理由説明 .....	18
33. 休 憩 .....	19
34. 日程第7 議案第24号 菱田小学校校舎等長寿命化改良工事請負契約の 締結について .....	19
東町長提案理由説明 .....	20
宮本総務課長 .....	20
中山美幸議員 .....	21
相星教委管理課長 .....	21
中山美幸議員 .....	21
相星教委管理課長 .....	21
中山美幸議員 .....	22
富重幸博議員 .....	22
相星教委管理課長 .....	22
富重幸博議員 .....	23
児玉孝徳議員 .....	23
35. 休 憩 .....	23
相星教委管理課長 .....	23
36. 日程第8 議案第25号 菱田小学校仮設校舎建設等工事請負契約の締結 について .....	24
東町長提案理由説明 .....	24
宮本総務課長 .....	24
鷲東慎一議員 .....	25
37. 休 憩 .....	25
相星教委管理課長 .....	25
38. 休 憩 .....	25
相星教委管理課長 .....	26
鷲東慎一議員 .....	26
相星教委管理課長 .....	26
鷲東慎一議員 .....	26
富重幸博議員 .....	26
相星教委管理課長 .....	26
39. 日程第9 行政報告 .....	27
40. 閉 会 .....	28

第 1 号

5月1日 (木)

## 令和7年第2回大崎町議会臨時会会議録（第1号）

令和7年5月1日  
午前10時00分開会  
於 会 議 議 場

### 1. 議事日程

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名（1番，2番）

日程第2 会期の決定

日程第3 議長の辞職

日程第4 副議長の辞職

日程第5 選任第1号 常任委員会委員の選任

日程第6 選任第2号 議会運営委員会委員の選任

日程第7 議案第24号 菱田小学校校舎等長寿命化改良工事請負契約の締結について

日程第8 議案第25号 菱田小学校仮設校舎建設等工事請負契約の締結について

日程第9 行政報告

（第1号の追加1）

日程第1 選挙第1号 議長の選挙

（第1号の追加2）

日程第2 選挙第2号 副議長の選挙

（第1号の追加3）

日程第3 議席の変更について

（第1号の追加4）

日程第4 議長の常任委員会委員の辞任

（第1号の追加5）

日程第5 選挙第3号 曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙

（第1号の追加6）

日程第6 選挙第4号 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙

（第1号の追加7）

日程第7 選挙第5号 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙

（第1号の追加8）

日程第8 選挙第6号 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙

(第1号の追加9)

日程第9 同意第3号 監査委員の選任について  
閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 藤田香澄	7番 神崎文男
2番 草原正和	8番 宮本昭一
3番 岡元修一	9番 中倉広文
4番 富重幸博	10番 中山美幸
5番 児玉孝徳	11番 鷺東慎一
6番 稲留光晴	12番 吉原信雄

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘
副 町 長	千 歳 史 郎
教 育 長	穂 園 正 幸
総 務 課 長	宮 本 修 一
教委管理課長	相 星 永 悟
建 設 課 長	美 戸 博 明
	他関係職員

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	久 保 健 一 朗
次長兼調査係長	上 橋 孝 幸
次長兼議事係長	松 元 幸 紀
庶務係主任	西 ゆ か り

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（富重幸博議員） これより令和7年第2回大崎町議会臨時会を開会し、直ちに  
会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（富重幸博議員） 日程第12「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、藤田香澄君、2番、  
草原正和君を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（富重幸博議員） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

本臨時会の会期は、お手元に配布してある日程案のとおり、本日1日間といたし  
たいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（富重幸博議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

-----○-----

○副議長（中倉広文議員） 休憩前に引き続き会議いたします。

富重幸博議長から議長の辞職願が提出されております。

-----○-----

#### 日程第3 議長の辞職

○副議長（中倉広文議員） 日程第3「議長の辞職」を議題といたします。

ここで富重幸博議員に申し上げます。本案は、富重幸博議員個人に関わる案件で  
ありますので、地方自治法第117条の規定により除斥となります。

よって、退場をお願いします。

[富重幸博議員 退場]

○副議長（中倉広文議員） お諮りします。

富重幸博議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中倉広文議員） 御異議なしと認めます。

よって、富重幸博議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

それでは、除斥者を入場させてください。

[富重幸博議員 入場]

○副議長（中倉広文議員） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長選挙を行う必要がありますので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中倉広文議員） 御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議長の選挙を行うことに決定いたしました。

追加議事日程配布のため、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

-----○-----

○副議長（中倉広文議員） 休憩前に引き続き会議いたします。

-----○-----

#### 追加日程第1 選挙第1号 議長の選挙

○副議長（中倉広文議員） 追加日程第1、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中倉広文議員） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については副議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中倉広文議員） 御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

9番、吉原信雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま副議長において指名いたしました9番、吉原信雄議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中倉広文議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9番、吉原信雄議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました9番、吉原信雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

吉原信雄議員、議長就任の挨拶をお願いいたします。

○新議長（吉原信雄議員） おはようございます。

ただいま議長に指名されました吉原でございます。誠にありがとうございます。

ただいま、議長職という責務の重大さをひしひしと感じているところでございます。よく議会と執行部の関係を車の両輪と例えられますが、執行機関と議会が一体となり、本町発展と住民福祉の向上に図られるよう頑張りたいと思います。皆様方には御支援、御協力をお願い申し上げ、言葉は足りませんが就任の挨拶といたします。ありがとうございます。

○副議長（中倉広文議員） 新しい議長が決まりましたので、ここで交替をいたします。

吉原信雄議長、議長席にお着き願います。

ここで暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時08分

再開 午前10時09分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中倉広文副議長から副議長の辞職願が提出されております。

-----○-----

#### 日程第4 副議長の辞職

○議長（吉原信雄議員） 日程第4「副議長の辞職」を議題といたします。

ここで中倉広文議員に申し上げます。本案は、中倉広文議員個人に関わる案件でありますので、地方自治法第117条の規定により除斥となります。

よって、退場をお願いします。

[中倉広文議員 退場]

○議長（吉原信雄議員） お諮りいたします。

中倉広文議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、中倉広文議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

それでは、除斥者を入場させてください。

[中倉広文議員 入場]

○議長（吉原信雄議員） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長選挙を行う必要がありますので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに副議長の選挙を行うことに決定いたしました。

追加議事日程配布のため、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時12分

再開 午前10時12分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

#### 追加日程第2 選挙第2号 副議長の選挙

○議長（吉原信雄議員） 追加日程第2、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。4番、鷺東議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました4番、鷺東慎一議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4番、鷺東慎一議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました4番、鷺東慎一議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。鷺東慎一議員の副議長の就任の挨拶をお願いいたします。

○副議長（鷺東慎一議員） 謹んで就任の御挨拶を申し上げます。

このたび、大崎町議会副議長に選任されました鷺東慎一でございます。大崎町議会議長をはじめ議員の皆様、そして町民の皆様、このたび副議長という大任を任せていただき心から感謝申し上げます。身に余る光栄であると同時に、責任の重さを強く感じております。この重責を担うに当たり、まず議員各位並びに町民の皆様から深い信頼に改めて感謝申し上げますとともに、副議長として議長をしっかりと補佐しつつ、円滑な議会運営に努めてまいります。

私は、これまで町民の皆様の声に真摯に耳を傾け、地域の未来、地域の課題のために尽力してまいりました。副議長としても、引き続き町民のための議会をモットーに、議長をしっかりと補佐し、円滑な議会運営と公正な議論を努めてまいります。また、町政の重要な課題である人口減少、少子高齢化対策、地域活性化、防災対策などについて議員各位と力を合わせ、町民の皆様のご期待に応えられるよう全力で取り組む所存でございます。

議会の運営は、議員の皆様のご理解と御協力があつてこそ成り立ちます。私は、これまで以上に皆様と連携を深め、開かれた議会、信頼される議会を目指してまいります。副議長職は、議会運営の円滑化と議員各位の意見を調整する重要な役割であり、公平・中立を最優先に多様な意見が反映される議会づくりに尽力します。議員各位との協働を何より重視し、ときには率直な意見交換もいとわず、開かれた議会づくりに邁進する所存でございます。そして、町民の皆様から信頼される、透明性の高い議論の場を確保するため、議事進行や情報発信にも注力し、町民の暮らしに直結する政策決定の場として皆様のご声を確実に反映される役割を肝に銘じます。至らぬ点、経験浅き部分も多々あるかと思いますが、何とぞ皆様のご支援・御協力

を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、大崎町のさらなる発展と町民の皆様の幸せのため、誠心誠意努めてまいるとお誓いし、就任の挨拶といたします。本日はありがとうございます。

○議長（吉原信雄議員） 次に、議長選挙及び副議長選挙に伴い、議席の一部の変更を行う必要があります。

お諮りします。

議席の変更についてを日程に追加し追加日程第3とし、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議席の変更についてを日程に追加し追加日程第3とし、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程配付のため、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時18分

再開 午前10時18分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

### 追加日程第3 議席の変更について

○議長（吉原信雄議員） 追加日程第3「議席の変更」を議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更いたします。富重幸博議員を4番に、中倉広文議員を9番に、鷲東慎一議員を11番に、私、吉原信雄を12番に、それぞれ変更したいと思います。

ここで、移動のため暫時休憩いたします。

〔議席移動〕

-----○-----

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

### 日程第5 選任第1号 常任委員会委員の選任

○議長（吉原信雄議員） 日程第5、選任第1号「常任委員会委員の選任」を議題とい

たします。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により鷲東慎一議員、富重幸博議員、稲留光晴議員、宮本昭一議員、中倉広文議員、私、吉原信雄の以上の6名を総務厚生常任委員会の委員に、藤田香澄議員、草原正和議員、岡元修一議員、児玉孝徳議員、神崎文男議員、中山美幸議員、以上6名を文教経済常任委員会の委員に、岡元修一議員、稲留光晴議員、神崎文男議員、宮本昭一議員、中倉広文議員、中山美幸議員、以上6名を広報広聴常任委員会の委員に、それぞれ指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、それぞれ常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、各常任委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員会の委員長及び副委員長はそれぞれの常任委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を決めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより各常任委員会ごとに委員長及び副委員長を互選していただきます。

互選の場所は、総務厚生常任委員会議員控室、文教経済常任委員会は委員会室に、委員長及び副委員長の互選をしていただきます。さらに、両委員会の互選が終了した後に、応接室において広報広聴常任委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

これより暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時23分

再開 午前10時27分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 常任委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定をした旨、通知を受けましたので、お知らせいたします。

総務厚生常任委員会委員長に宮本昭一議員、副委員長に稲留光晴議員、文教経済常任委員会委員長に中山美幸議員、副委員長に藤田香澄議員、広報広聴常任委員会委員長に岡元修一議員、副委員長に中倉広文議員がそれぞれ選任されました。

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 次に、議長は議長として職務を遂行する都合上、常任委員会委員を辞任いたします。

お諮りします。

議長の常任委員会委員の辞任を日程に追加し追加日程第4とし、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員会委員の辞任を日程に追加し追加日程第4とし、日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程配付のため、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時29分

再開 午前10時33分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

#### 追加日程第4 議長の常任委員会委員の辞任

○議長（吉原信雄議員） 追加日程第4、「議長の常任委員会委員の辞任」を議題といたします。

本案は、私の一身上に関する案件でありますので、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となります。よって、副議長が議長職を代行することになりますので、副議長、議長席にお着きをお願いします。

ここで、交代のため暫時休憩をいたします。

〔議長 吉原信雄議員 除斥〕

〔副議長 鷲東慎一議員 着席〕

-----○-----

休憩 午前10時35分

再開 午前10時35分

-----○-----

○副議長（鷲東慎一議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、お諮りします。

総務厚生常任委員会委員、吉原信雄議員の常任委員会委員の辞任許可を議題といたします。

総務厚生常任委員会委員、吉原信雄議員から議長の職務を行う都合上、常任委員会委員の辞任願が出ております。議会運営上やむを得ないものと認め、許可いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（鷺東慎一議員） 御異議なしと認めます。

よって、吉原信雄議員の総務厚生常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたします。

ここで議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

[議長席交代]

-----○-----

休憩 午前10時35分

再開 午前10時35分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第6 選任第2号 議会運営委員会委員の選任

○議長（吉原信雄議員） 日程第6、選任第2号「議会運営委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により藤田香澄議員、岡元修一議員、富重幸博議員、児玉孝徳議員、宮本昭一議員、以上5名の諸君を議会運営委員会委員に指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会の委員長及び副委員長は議会運営委員会において互選することになっております。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を議員控室

でしていただきます。

これより暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議会運営委員会において互選されました委員長及び副委員長の氏名を報告いたします。

委員長に、児玉孝徳議員、副委員長に、富重幸博議員が選任されました。

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 次に、4月30日をもって曾於南部事務組合議会議員、曾於地区介護保険組合議会議員、大隅曾於地区消防組合議会議員、曾於地域公設地方卸市場管理組合議会議員の辞職の届出がござっております。

お諮りいたします。

曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙を日程に追加し追加日程第5とし、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙を日程に追加し追加日程第6とし、大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙を日程に追加し追加日程第7とし、曾於地域公設地方卸市場管理組合議会議員の選挙を日程に追加し追加日程第8として、日程の順序を変更し直ちに選挙を行いたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

したがって、曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙を日程に追加し追加日程第5とし、曾於地区介護保険組合議会議員の選挙を日程に追加し追加日程第6とし、大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙を日程に追加し追加日程第7とし、曾於地域公設地方卸市場管理組合議会議員の選挙を日程に追加し追加日程第8として、日程の順序を変更して直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加議事日程配付のため、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時45分

再開 午前10時45分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

**追加日程第5 選挙第3号 曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙**

○議長（吉原信雄議員） 追加日程第5、選挙第3号、これより「曾於南部厚生事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

1番、藤田香澄議員、及び私、12番、吉原信雄を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長において指名いたしました1番、藤田香澄議員、及び12番、吉原信雄を曾於南部厚生事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました1番、藤田香澄議員、及び12番、吉原信雄が曾於南部厚生事務組合議会議員に当選しました。

ただいま当選しました1番、藤田香澄議員、及び12番、吉原信雄が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

-----○-----

**追加日程第6 選挙第4号 曾於地区介護保険組合議会議員の選挙**

○議長（吉原信雄議員） 追加日程第6、選挙第4号、これより「曾於地区介護保険組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

3番、岡元修一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました3番、岡元修一議員を曾於地区介護保険組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました3番、岡元修一議員が曾於地区介護保険組合議会議員に当選されました。

ただいま当選いたしました3番、岡元修一議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

-----○-----

#### 追加日程第7 選挙第5号 大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙

○議長（吉原信雄議員） 追加日程第7、選挙第5号、これより「大隅曾於地区消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

11番、鷺東慎一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました11番、鷺東慎一議員を大隅曾於地区消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11番、鷺東慎一議員が大隅曾於地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました11番、鷺東慎一議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

-----○-----

#### 追加日程第8 選挙第6号 曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙

○議長（吉原信雄議員） 追加日程第8、選挙第6号、これより「曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

1番、藤田香澄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました1番、藤田香澄議員を曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました1番、藤田香澄議員が曾於地域公設地方卸売市場管理組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された1番、藤田香澄議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時46分

再開 午前10時47分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま配付いたしました追加議事日程を本日の日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり、本日の日程に追加することを決定いたしました。

ここで、執行部出席を求めるため、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

#### 追加日程第9 同意第3号 監査委員の選任について

○議長（吉原信雄議員） 追加日程第9、同意第3号「監査委員の選任について」を議題といたします。

ここで、神崎文男議員に申し上げます。本案は神崎文男議員個人に係る案件でございますので地方自治法第117条により除斥の対象となります。よって、退場をお願いいたします。

[神崎文男議員 退場]

○議長（吉原信雄議員） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。同意第3号「監査委員の選任について」でございます。

本案は、神崎文男氏を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏の住所は、大崎町菱田3580番地4字都口であり、昭和25年2月13日生まれの75歳でございます。氏は、平成19年5月1日から現在まで大崎町議会議員として町政発展のため御活躍され、人望も厚く、人格識見ともに高く、監査委員として適任と思慮されますので、よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

同意第3号「監査委員の選任について」は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

ここで、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第7 議案第24号 菱田小学校校舎等長寿命化改良工事請負契約の締結について

○議長（吉原信雄議員） 日程第7、議案第24号「菱田小学校校舎等長寿命化改良工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、菱田小学校校舎等長寿命化改良工事の請負契約に関するものでございます。菱田小学校の校舎棟は、築65年経過したものもあり、老朽化が著しい状態となっております。児童が安心して学び、快適な学校生活を送れるよう環境整備を図るために長寿命化改良工事を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条令第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が御説明いたします。

○総務課長（宮本修一君） それでは、説明いたします。

議案の説明に入ります前に、仮契約に至るまでの経緯について御説明申し上げます。

本案につきましては、3月19日に指名委員会を開催いたしまして、設計額、工事内容等を考慮し、町内の工事实績のある建設事業者格付け建築Aを有する3社及び鹿児島県建設工事入札参加資格者格付け建築Aを有する志布志市市内の業者2社を選定いたしました。その後、4月15日に入札を執行し、入札の結果、久徳建設株式会社が落札し、同日、仮契約を締結したところでございます。

以上が、経緯でございます。

それでは、議案書に添って説明いたします。

1、契約の目的は、菱田小学校校舎等長寿命化改良工事でございます。

2、契約の内容は、校舎等長寿命化改良、管理棟、鉄筋コンクリート造り2階建て1,738平方メートル、便所棟、鉄筋コンクリート造り平屋建て40平方メートル。

3、契約の金額は、4億6,640万円でございます。

4、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

5、契約の相手方は、鹿児島県曾於郡大崎町神領2156番地1、久徳建設株式会社、代表取締役、吉留祐介でございます。

なお、2枚目以降に、参考資料として入札執行調書及び平面図を添付しておりますので御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしく御願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑はございませんか。

○10番（中山美幸議員） 1点だけ質問させてください。平面図におきまして、以前の予算の審査のときに、シャワールームについての拡幅等が議論されておりますが、それがどのような状況になったのか、それを利用する子どもたちの状況を考えた場合には、これは拡幅すべきではないのかなということでも提案を申し上げておきましたが、この点についてどのような改善がなされたか、図面上、若干見にくいところがありますが、その点について詳細にお示しをいただきたいと思っております。

○教委管理課長（相星永悟君） お答えいたします。

3月の総務厚生委員会、議員御指摘いただきましたけれども、そのとき、私どもの回答といたしましては、75センチと1メートルの寸法での設計である旨を答弁いたしました。委員から御指摘がありましたのを受けまして、設計の段階で、若干ではありますけれども80センチと1メートル1センチに幅を拡幅して工事ができないものかということで検討しております。

この図面にありますとおり、保健室の一角に設置します関係で、どうしてもキャパからはみ出す設計ができないものですから、工事の段階でトイレ部分も若干狭めることができないかとか、そのような検討をいたして今日に至っております。

以上でございます。

○10番（中山美幸議員） 5センチ、50ミリですよ、広がっただけ。本当にこれで児童がゆっくりとシャワーが利用できると考えになったのかどうか。もしくは、ほかの場所に移転して、その設備を増設するなどの考えは至らなかったのか。本当に子どもたちのことを考えて増改築ということを考えていらっしゃるのか。先ほど町長の答弁の中に、安心して学びというようなものごともありました。本当に、これで安心してシャワールーム使用できるんでしょうか。もう少し考える必要もあるじゃないですか。5センチですよ、広がったのは5センチですよ、75センチから80センチ、1メートルが1メートル1センチ、1センチですよ。本当にこれで子どもたちが安心して使えるということで御理解していただいているんでしょうか。

○教委管理課長（相星永悟君） 今、議員からありましたけれども、拡幅の幅が5センチと10センチでございます。1メートル10センチですので、広がった幅が5センチと1センチでございます。

ちなみに、年度末に大崎中学校の武道館にシャワー室を設置いたしました。これが75センチの1.5メートルでございました。実際、私も中に入って見て、実際シャワーを流すことはありませんでしたけれども、中に入って確認をして、中学生であれば、このぐらいは何とか許容範囲だろうということでおりますけれども、今回の菱田小のこの工事におきましては、第一義的には小学校低学年のお漏らし対策なわけですね、これを改善するためにシャワーを設置しましたわけですので、寸法とし

ては御納得がいただけないと思いますけれども、若干広げたという努力はした結果でございます。

以上でございます。

- 10番（中山美幸議員） なかなか理解できないですけど、もう少しですね子どもたちの立場、そして本当に子どもたちがゆったり、自分の家庭だったらどうなんですか、圧迫を感じるようなシャワールーム、お風呂、トイレだとかいろんなところは改善するんじゃないですか。もう少し、子どもたちの立場というのを考えていただきたい。児童・生徒が本当に、先ほど町長も申されました、安心してゆったりと、そういった気持ちを持って学習活動ができる施設ということをもう少し真剣に考えていただければと、今後は要望を申し上げておきます。是非、今後、そういった計画をされる場合は、そういったところにも気を配っていただかないと、何のためなのか、先ほど問題がありましたけども、少子化の問題もこれに絡んできますよ。本当に楽しく、子どもたちが生活できる環境というのは整えていただきたいと要望を申し上げておきます。

以上です。

- 議長（吉原信雄議員） ほかに質疑ございませんか。

- 4番（富重幸博議員） この配置図を見たときに若干説明をいただきたいなというのは、運動会なんかの行事のときに、次の議案の仮設校舎との絡みでの質問でございますが、実際に体育行事とか支障ないのかなというところを心配しております。工期の問題も併せてお伺いしたいと思います。

それと、工事中の安全管理ということで絶対に仮設校舎ができれば、次の議案になるんだけど、子どもたちの出入り、学校関係者の出入りとかどうなるのかとちょっと疑問に思ったところです。説明をお願いします。

- 教委管理課長（相星永悟君） まず、仮設校舎ができたことによりまして運動会が心配されているところでございましたけども、今年度の運動会は6月上旬、第一日曜日だったと思いますが、そこで行うように計画がなされております。

それから、仮設の配置の件でございますけども、一番最後に配置図がございますが、仮設を設置したことによりグラウンドの3分の1程度が使えない状況ではございますが、主に昼休みの休み時間ですとか、体育の屋外での授業につきましては、残された面積での授業、あるいは休憩時間を取っていただくしかないと思いますので、そのへんはまた学校と協議をしていきたいと思っております。

それから、最後に、搬入口ということでございますが、配置図の図面の上のほう管理棟ということで、ここがすべて工事の対象になるわけですけども、見にくいところではございますが、仕切りを置きまして仮設校舎と運動場、それから管理棟

と完全に分離する形を取ります。工事車両につきましての車両の搬入は、現在の正校門ですね、国道のほうから入るということ、それから教職員等の車ですとか、子どもたちの通学の際の入門ということでは、この図面の左側に車が記載しておりますけれども、こちらのほうが駐車場になりまして、その下の西門のほうから児童については登下校していただくという計画でございます。

以上でございます。

○4番（富重幸博議員） 国道220に面したり、県道もございますので、児童数は少ないですけども、事故が起きないように万全の対応を講じてもらいたいと要望しておきます。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑ございませんか。

○5番（児玉孝徳議員） 各普通教室の入り口のところに手洗いが設けてありますが、特別支援教室のほうには手洗いが設けてないように、この図面では思いますが、この教室のほうには手洗いは考えなかったのか。掃除用具入れがありますよね、その隣とかにも置けれないのかなと考えますけど、そのへんはいかがなんでしょうか。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

○教委管理課長（相星永悟君） 図面が誠に小さくて申し訳ないんですが、特別教室の右、運動場側ですね、こちらに流し台の新設とありますけども、それが手洗いの代用になります。

以上でございます。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたしました。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第24号「菱田小学校校舎等長寿命化改良工事請負契約の締結について」は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第24号「菱田小学校校舎等長寿命化改良工事請負契約の締結について」は、可決されました。

-----○-----

#### 日程第8 議案第25号 菱田小学校仮設校舎建設等工事請負契約の締結について

○議長（吉原信雄議員） 日程第8、議案第25号「菱田小学校仮設校舎建設等工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、菱田小学校仮設校舎建設等工事の請負契約に関するものでございます。

菱田小学校校舎等長寿命化改良工事に伴い、仮設校舎を建設する必要があるため、仮設校舎建設等工事を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が御説明いたします。

○総務課長（宮本修一君） それでは、御説明いたします。

議案の説明に入ります前に、仮契約に至るまでの経緯について御説明申し上げます。

本案につきましては、3月19日に指名委員会を開催いたしまして、設計額、工事内容等を考慮し、町内の工事实績のある建設工事入札参加資格者格付け建築Aを有する3社及び鹿児島県建設工事入札参加資格者格付け建築Aを有する志布志市内の業者2社を選定いたしました。その後、4月15日に入札を執行し、入札の結果、株式会社有馬工務店が落札し、同日、仮契約を締結したところでございます。

以上が、経緯でございます。

それでは、議案書に添って御説明いたします。

- 1、契約の目的は、菱田小学校仮設校舎建設等工事でございます。
- 2、契約の内容は、仮設校舎建設及び解体、軽量鉄骨造り平屋建て754.69平方メートル。
- 3、契約の金額は、1億4,388万円でございます。
- 4、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。
- 5、契約の相手方は、鹿児島県曾於郡大崎町菱田2543番地1、株式会社有馬工務店、代表取締役、新城正明でございます。

なお、2枚目以降に、参考資料として入札執行調書及び仮設校舎の平面図を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（吉原信雄議員） これより質疑に入ります。何か質疑ございませんか。

○11番（鷺東慎一議員） 2点ほど質問させていただきます、委員会が違ったものから。2番の契約の内容です、仮設校舎建設及び解体とありますが、建設代と解体代はどれぐらい金額が違うのか、これは一括で3番に書いてありますので、そこを教えてくださいのと、今、物価高騰で資材代、建設費用が上がっておりますが、直近の前年度よりどのくらい上がっているのか、多分本年度は大分上がっているとは思いますが、そのへんの御説明をいただきたいと思います。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時11分

再開 午前11時11分

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 再開いたします。

○教委管理課長（相星永悟君） 御質問の2番目ですけども、工事の原材料費、資材材料費の高騰により金額が上がっているのではないかということでしたが、直近の事例で申し上げますと中沖小学校の大規模改造を行いましたときに、やはり仮設校舎を設置しておりまして、そのとき約1億円ぐらいかかったということでございました。今回が1億5,000万円近い金額でございますので、約1.5倍の増になっているという、計算上はそうなるかと思えます。

以上でございます。

○議長（吉原信雄議員） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時12分

再開 午前11時12分

○教委管理課長（相星永悟君） 建築につきましては1億1,888万円でございます。解体部分が2,500万円という数字でございます。

以上でございます。

○11番（鷺東慎一議員） 解体の2,500万ですが、どこを解体されるのか、校舎内のです、そこを御説明いただければと。

○教委管理課長（相星永悟君） 解体ということでございますが、この配置図にありますとおり、全くの更地にプレハブ校舎として建築して造り上げまして、本体工事が終わりました児童・生徒が授業が再開できるようになりましたら、このプレハブ校舎はすべて解体をすると、更地に戻すということでございます。

以上でございます。

○11番（鷺東慎一議員） わかりました。プレハブの建てたやつを解体するというところで解体費ということで、わかりました。理解しました。ありがとうございます。

○4番（富重幸博議員） 先ほどの校舎の長寿命化改良の・・・そもそもの面積を見ますと1,738平方メートルですね。仮設校舎は必要最小限でいろいろ計画をされたわけでしょうが、前の校舎は2階建てで1,738平方メートル必要であった、仮設校舎はそれより1,000平米ぐらい小さい形で作られると、724.69平方メートルと。この仮設校舎の中にはいろいろ工夫はされておると思いますが、学校機能を損なうような形ではないということで必要最小限の形で設計されたと思うんですが、特別支援教室なんかも入っているようです。そこら辺りをひっくるめてどのような配慮をされてこのような形に、面積は小さいけれども十分機能できる、学校の教育活動に支障がないというところを感想をお示してください。

○教委管理課長（相星永悟君） 現在の本校舎が2階建てで延べ床が約1,700平米で、今回のプレハブが700平米ぐらい、約半分にも満たっていない状況でございますが、やはり必要最小限のスペースを確保するというのが、学校と協議をした結果でございます。欲を言えば、まだ広々と取ってゆとりがあるようにはできると、予算の関係もでございます。学校現場におきましても、必要最小限、このクラスでよかろう、あるいはこういう設備の教室でよかろうということでお互い了解を得ていることでございますので、なかなか狭いという考えをお持ちかもしれませんが、そういうところは御理解いただければと思います。

○議長（吉原信雄議員） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉原信雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の御希望はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第25号「菱田小学校仮設校舎建設等工事請負契約の締結について」は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉原信雄議員） 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号「菱田小学校仮設校舎建設等工事請負契約の締結について」は、可決されました。

-----○-----

## 日程第9 行政報告

○議長（吉原信雄議員） 日程第9「行政報告」を行います。

これを許可します。

○町長（東 靖弘君） 令和7年第2回議会臨時会に当たり、諸般の行政報告をいたします。

企画政策課関係でございます。4月24日、大崎第一中学校跡地利用者募集に係る審査会を開催いたしました。募集に対し、応募件数は1者でございまして、審査の結果、応募したS a 1アセット株式会社が候補者となりましたことを御報告いたします。

提案内容は、「感動体験型みんなの農業公園大崎」と題しまして、農産物のパウダー加工や、加工の工程を見学できる施設、野方地区等住民の方々が集えるような交流拠点、物産館及び食堂、カフェ等設置のほか、グラウンドを全面芝生化し、みんなの広場として活用するなどが主なものでございました。

なお、S a 1アセット株式会社は、熊本市を中心に事業再生等に実績のあるロン

ツグループ株式会社の同族会社であり、同敷地内で企業活動を行うカラル株式会社と同じく、関連企業でございます。本提案では、カラル株式会社が今後事業展開を目指したいとする廃ビニールを再生利用しオイルを生成する油化事業と一体的に展開してまいりたいとの説明がございました。

また、今後の予定につきましては、今回、候補者が決定いたしましたので、関連議案等の準備を進めてまいります。

なお、現地の廃ビニールの残量につきましても徐々に減少していることを、併せて御報告いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉原信雄議員） 報告を終わります。

-----○-----

○議長（吉原信雄議員） 以上をもって、本日の日程の全部を終了し、本臨時会の全日程を終了いたしましたので、令和7年第2回大崎町議会臨時会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前11時19分